

広島県教員等資質向上指標の策定及び活用について

1 はじめに

これまで広島県教育委員会においては、平成 16 年 9 月に「教職員人材育成等検討会議」を設置し、人材育成の在り方や教職員研修の改善・充実等について検討を行ってきた。この検討会議における検討・協議を踏まえ、平成 17 年 3 月に「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」を策定・公表するとともに、各市町教育委員会・各学校における人材育成の取組や教職員の自発的な能力開発をより一層推進するために「求められる教職員像」をより具現化した「教職員に期待される役割と具体的な行動例」を平成 18 年 3 月に定め、教職員の資質・能力の向上に努めてきた。

しかしながら、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和 3 年 1 月 26 日中央教育審議会）にあるように、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

広島県では、平成 22 年 10 月に「将来にわたって『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とした「ひろしま未来チャレンジビジョン」を策定した。このビジョンに基づき、広島県教育委員会では、平成 26 年 12 月に、グローバル化する社会を生き抜くための新しい教育モデルの構築を目指して「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定し、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を積極的に推進することとした。

また、広島県が平成 28 年 2 月に策定した「広島県教育に関する大綱」においても、「幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域、更には経済界や産業界も含めた「オール広島県」で、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することができる人材」の育成に取り組むこととした。

今後、更に教育の充実を図り、「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県」を実現するためには、全ての子供の能力と可能性を最大限高める教育の実現を推進していくことが重要である。全ての子供たちは本来「～できるようになりたい」、「～が分かるようになりたい」といった願いや希望を持っており、それに対し、教育のプロである教員は、保護者や地域、関係機関等との連携・協働を図りながら全力で応えていく必要がある。子供たちが自らの主体的な選択と納得によって自ら学ぶように支援するのが教員であり、教育のプロとして真剣に考えていく必要がある。

そのような中、新しい時代の教育に対応できるよう、教員等の資質の向上を国全体で確実に進めることが必要であることから、平成 28 年 11 月に教育公務員特例法が改正され、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする」【第 22 条の 3 第 1 項】とともに、「指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ（中略）協議会において協議するものとする」【第 22 条の 3 第 2 項】こととされた。

この法改正を受け、広島県教育委員会では、平成 29 年 8 月に「広島県教員等資質向上協議会」を

設置し、指標についての協議を行ってきた。広島県教育委員会の指標は、文部科学大臣の定める指針を参酌しつつ、既存の『人材育成の基本方針』及び『求められる教職員像』及び「教職員に期待される役割と具体的な行動例」を踏まえ、現在取り組んでいる「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を含む「広島県教育に関する大綱」の要素も加えることとした。

また、広島県では、先述の「ひろしま未来チャレンジビジョン」を令和2年10月に「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」と改定し、未来を担う次の世代にしっかりとバトンを託すため、概ね30年後の「あるべき姿」を構想し、10年後の「目指す姿」とその実現に向けた取組の方向性を示した。

さらに、教育については、幼児児童生徒一人一人が主体的に学び続けられるよう個別最適な学びを更に推進するとともに、あらゆる教育活動において日常的にデジタル機器を活用する環境を整え、デジタル対アナログといった二項対立に陥ることなく、状況に応じてデジタル技術を効果的に活用するベストミックスを進めていくこととしている。

なお、広島県教育委員会では、平成28年11月の教育公務員特例法改正を好機と捉え、指標に明記した資質・能力を系統的に育成するための研修体系の再構築を図っている。また、大学と指標を共有するとともに一層緊密な連携を図ることにより養成・採用・研修を一体的に充実させることで、教員等の資質・能力の向上を図っていく。

2 広島県教員等資質向上指標の基本的な考え方

(1) 指標策定の目的

- 教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化すること。
- 研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安として、教員等一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなる指標を示すことにより、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起すること。

(2) 普遍的な事項

広島県教育委員会では、「求められる教職員像」の中で、本県の学校教育に携わる者に求められる「普遍的な事項」として、次のように整理している。この「普遍的な事項」を踏まえて、指標に明記した資質・能力の向上を図ることが求められる。

- 高い倫理観と豊かな人間性をもっている。
子供たちに社会のルールや基本的なモラルなどの倫理観、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を身に付けさせるためには、教職員自らが社会人としても高い倫理観をもつとともに、幅広い教養や人間尊重の精神などに裏付けられた豊かな人間性を身に付けていることが求められる。
- 子供に対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている。
子供たちの人格形成に携わるという職責から、教職員には、子供の成長と発達を十分理解しつつ、喜びや悲しみを共有し悩みや思いを受けとめて指導できることなどの教育的愛情と、子供を教え育てるという仕事に対する使命感をもっていることが求められる。
- 専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる。
各学校が、子供や地域の状況等を踏まえ、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開し、子供たち一人一人の個性を生かす教育を行うためには、職種や経験年数、得意分野等が異なる教職員一人一人が、それぞれの専門性を発揮するとともに、自らの職責を自覚し、職務を的確に遂行することが求められる。
- 社会や子供の変化に柔軟に対応できる。
国際化、情報化の急速な進展など変化の激しい社会にあっては、教職員一人一人が社会の変化や動向を踏まえながら、今日的な課題に対応するための知識・技能等を習得するなど、常に資質能力の向上に努める必要がある。
また、子供たちに「確かな学力」を身に付けさせるために、子供の変化やニーズを幅広い視野から的確に把握し、柔軟に対応することなどにより、個に応じたきめ細かな指導を行うことが求められる。

【「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」】

(3) 校種及び職種

- 各指標は、全校種に共通して求められる基礎的・基本的な資質・能力を示している。
- 「教員等」の範囲については、文部科学大臣の定める指針において「校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）である（教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 22 号）による改正後の教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第 6 号）第 2 条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）」とされていることから、校長、教頭、部主事^{※1}、主幹教諭、指導教諭、教諭・講師、養護教諭及び栄養教諭の指標を作成した。^{※2}

(4) キャリアステージの設定（教諭・講師、養護教諭及び栄養教諭）

ア 文部科学大臣の定める指針に示されている「教員等の成長段階に応じた資質の向上の目安とするため、学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設ける」を踏まえ、教諭・講師、養護教諭及び栄養教諭については、「採用期」、「充実期」及び「発展期」の 3 つの期を設定した。

(ア) 採用期

文部科学大臣の定める指針に示されている「必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第一の段階として設ける」に相当するものを採用期に示している。

したがって、採用期に示された事項は、教員養成段階における学生が、教員になったときに目指す姿として受け止め、学修に努めることが求められる。加えて、採用後の教員等が、初任時において自身の課題を把握したり、今後の目標を設定する際に活用したりするためのものである。

(イ) 充実期

採用期に示された事項をおおむね身に付けた教員等が、次に身に付ける資質・能力を示している。

したがって、まずは採用期に示された事項の達成状況を自身で確認し、自らの現状を把握することが求められる。充実期に示された事項は、採用期に示された事項の達成現状を踏まえ、次の目標を設定する際に活用できるよう定めており、自身の伸長を図ったり、所属校の教育活動の充実に向けて自らが検討したりする際に活用するためのものである。

(ウ) 発展期

充実期に示された事項をおおむね身に付けた教員等が、次に身に付ける資質・能力を示している。

したがって、まずは充実期に示された事項の達成状況を自身で確認し、自らの現状を把握す

※1 広島県においては、部主事に主幹教諭を充てている。主幹教諭の職務は、「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる【広島県立高等学校等管理規則第 10 条第 7 項】」とされていることに対し、部主事の職務は、「校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる【広島県立高等学校等管理規則第 12 条】」とされていることから、特別支援学校の部主事は他の主幹教諭と職務内容が異なっているため、主幹教諭の指標に加え、部主事の指標を別途策定した。

※2 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び事務職員並びに臨時的任用職員及び会計年度任用職員については、「校長」、「教諭・講師」等の各指標を参考にし、自らの職責、経験及び適性に応じて資質・能力の向上を図ること。

ることが求められる。発展期に示された事項は、充実期に示された事項の達成現状を踏まえ、次の目標を設定する際に活用できるよう定めており、自身が行う研究の充実を図ったり、所属校の教育活動の充実に向け、その中心として取り組んだりする際に活用するためのものである。

イ 勤務校の実態等により経験する校務分掌等が異なることに加え、区分ごとの指標の達成状況については個人ごとに異なるため、自らの現状を指標に照らして自己評価し、自らがどの期に位置付き、今後何ができるようになるかを区分ごとに定めることとしている。

自己評価の結果を踏まえ、全ての教員等が、自らの資質・能力の向上に向けて主体的に研究と修養に励む際、指標を参考とすることができるようになっている。

(5) 資質・能力の区分について

- 区分の名称は、既存の「教職員に期待される役割と具体的な行動例」を職務内容で分類し、分類されたそれぞれの内容を踏まえたものである。
- 区分は、広島県の特徴を踏まえて表現したものである。

具体的には、校長・教頭・部主事の区分「カリキュラム・マネジメント」は、学習指導要領において重視されていることに加え、全国に先駆けて取り組んできた「広島版『学びの変革』アクション・プラン」の内容を含め、広島県の特徴を出す項目として設定している。主幹教諭、指導教諭、教諭・講師、養護教諭及び栄養教諭については、区分「授業」、「学校保健」又は「食に関する指導」の中に、「カリキュラム・マネジメント」に係る内容を定めた。また、区分「保護者・地域・関係機関等との協働」については、学習指導要領において、今後社会との連携及び協働が更に求められるようになるとされていることに加え、「広島県教育に関する大綱」にある「地域とともにある学校づくり」の推進を目指していくことを表現している。

- 各区分の内容は、それぞれ独立したものではなく相互に関連しているため、指標の中には複数の区分に当てはまるものもある。

例えば、校長の区分「人材育成」の指標「授業観察・面談等を通して、教職員の人事評価を適切に行うことにより、教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚、能力開発を図ることができる。」は、区分「カリキュラム・マネジメント」にも関連する。

3 指標の活用

(1) 広島県教育委員会及び市町教育委員会

- 指標に基づき、キャリアステージに応じた人材育成に取り組む。
- 指標に基づいた体系的な研修計画を整備することで、より効率的・効果的な研修への改善を図る。
- 研修の実施に当たり、指標を踏まえた内容となるよう工夫する。
- 大学等と緊密な連携を図り、教員等としての資質・能力の向上に関する指標を共有し、教員養成段階における履修内容と初任者研修等の研修内容の系統性を持たせるようにする。

(2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校

指標を活用する際には、次のア、イに示す事項を踏まえ取り組んでいくことが求められる。その際、指標に示す内容を自身に当てはめたときに、どのような姿が達成した具体的な姿であるかを念頭においておくことが必要である。

ア 管理職

- 自校の教員等の人材育成計画や研修計画の作成に当たり、指標を踏まえた内容となるよう工夫するなどし、人材育成に取り組む。
- 自校の教員等の職務の遂行に際して、指標に示された内容を達成できるよう指導助言を行う。
- 自校の状況や課題等を踏まえた独自の指標を追加するなどの工夫を行い、積極的に教員等の人材育成に取り組む。
- 資質・能力の向上を図るため、指標に照らして自己評価を行い、自らの課題等を明らかにした上で、意欲を持って職務に取り組む。

イ 教諭等

- 資質・能力の向上を図るため、指標に照らして自己評価を行い、自らの課題等を明らかにした上で、意欲を持って職務に取り組む。
- 他の教員等の職務の遂行に際して、指標に示された内容を達成できるよう助言及び支援を行う。

(3) 大学

- 教職志望者は、広島県の求める教員像を把握し、自己の学修の目標を設定する際の参考にする。
- 教職課程や教職大学院のカリキュラム、大学等が提供する教員研修プログラム等を改善・開発する際に参照する。

4 指標の見直し

今後は、様々な状況の変化に応じて指標の見直しを図るために、必要に応じて広島県教員等資質向上協議会を開催する。

広島県教員等資質向上指標の活用に向けて

広島県教育委員会

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の管理職及び教諭等には、資質・能力の向上を図るため、指標に照らして自己評価を行い、自らの課題等を明らかにした上で、意欲を持って職務に取り組むことが求められます。

このことは、何も教職員が完璧でなければいけないということではなく、時には失敗をしながらも一生懸命物事に取り組む姿勢が大切であるということです。

そして、幼児児童生徒も、そういった教職員の挑戦する姿勢に学び、自分たちも失敗を恐れず、挑戦してみたいと思うようになっていきます。

教職員が挑戦していくためには、何をどのように学び続け、挑戦していくのかについて、具体的に考えておくことが大切です。

ここでは、他の管理職や教職員の範となるべく、学校の長である校長の指標を活用した具体的な姿を一例として示しています。



《校長の指標に基づく具体的な姿（例）の見方》

指標に基づく実際の姿は多岐にわたりますが、ここでは、あくまで校長として土台となる姿のみを例示しています。この土台となる例を基本として、学校の実態に応じて各自で具体的な姿を設定し、取り組んでいくことが求められます。

なお、「○」は、広島県教員等資質向上指標（校長）に示す順に具体的な姿の例を挙げています。また、「◇」は、当該区分全体に関わって、必要と考える姿の例を示しています。

校長の指標に基づく具体的な姿（例）

「学校経営ビジョンの構築・実現」

○幼児児童生徒の生き生きと活動する姿や教職員の活躍する姿をイメージして、学校経営ビジョンを構築している。また、中長期的な視点で学校経営ビジョンを描いている。

○学校の取組を改善するため、集中的に取り組むことを3つに焦点化し、月ごと、学期ごとといった時間軸で短期目標を設定し振り返るとともに、教頭、事務長等と共有している。

○学校経営ビジョンを保護者、地域と共有するため、保護者、地域と繰り返し対話を行っている。

◇幼児児童生徒の実態を踏まえ、不登校や生徒指導上の諸課題等を校長自身が自分事として捉えたり、合理的配慮を常に心掛けたりしている。また、子供たちの「居場所」となる、安心できる環境をつくっている。

「カリキュラム・マネジメント」

○教科等横断的な視点を持ち、全教職員の授業を一単位時間観察した記録を基に、各教職員を生かした教育内容の編成・実践・改善を図っている。

○教育活動の質の向上を図るため、授業観察記録などの事実に基づいて協議するなど、「深い学び」を実現するための校内研修を実施している。

○人的・物的資源の活用のために、地域等の外部の資源を掘り起こし、それらを教育内容に効果的に組み入れる方策を見いだしている。

「人材育成」

○校長自ら、失敗を恐れず果敢に挑戦し続ける姿や、教職員と協働する姿を教職員に示している。
○教職員の意欲や資質・能力の向上を図るため、全教職員の授業を一単位時間観察した後に、コーチングの手法（話を聴く、認める、質問するなどして教職員が自ら答えを創り出す方法）を使った面談を実施している。

○教職員の学び続ける意欲を高めるため、教職員個々の職能成長につながる研修への参加を促したり、日々のコミュニケーションを通して、意図的・継続的なOJTを実施したりしている。

◇ジョブローテーションや経験に寄らない主任配置等、個々の職能成長を図るための人事配置を行っている。

「組織・環境づくり」

○適切な校務分掌の仕組みを作るため、複数の分掌にまたがる業務を見える化する等して、改善を図っている。

○一人一人の持っている力を引き出すため、全教職員と日頃からコミュニケーションを図ったり、親身になって相談に応じたりしている。その際、時には言いづらいことも言い、嫌われることを恐れず向き合っている。

○学校における働き方改革の推進のため、校内研修を実施するとともに、学校・教職員の業務を整理し、劣後順位をつける等、具体的な取組を企画・実施している。

「保護者・地域・関係機関等との協働」

○保護者や地域、関係機関等との深い信頼関係を築くため、相互に情報交換等を行うつなぎ役として行動している。

○学校経営目標を共有し、目標達成に向け協働するために、保護者や地域、関係機関等と具体的な手立てを検討できる場を設けている。

○日頃から他校の校長と相談し合える関係を築くとともに、近隣の異校種の校長とも地域との協働に関わる連携を密にしている。

「危機管理」

○教職員の服務管理を適切に行うため、不祥事防止に向けた校内研修の進め方として、行為別及び原因別で考えさせ、他人事ではなく自分事として捉えさせる工夫をしている。

○学校安全に関する教育を推進するため、学校内にとどまらず、保護者や地域等の協力を仰ぎ、工夫のある取組を行っている。

○幼児児童生徒が安全・安心に学習活動や施設利用ができるよう、学校におけるあらゆる危機を未然に防止するための取組を推進するため、あらかじめ未然防止の取組を評価する項目を作成し、改善につなげている。



他の職においても、ここに示す校長の具体的な姿（例）を参考とし、自身の状況に応じて指標から導き出した具体的な姿を念頭におき、具体的に資質・能力の向上が図れるよう指標を活用してください。

広島県教員等資質向上指標（校長）

区分※1	
学校経営ビジョンの構築・実現	国や県・市町の教育改革の動向や行政施策等を踏まえ、幼児児童生徒や学校、地域等の実態を的確に把握して、学校の使命及び課題を明示することができる。
	学校の実態や課題を踏まえて特色ある学校経営ビジョンを構築し、その実現に向けた手段や方法を学校内外に対して分かりやすく説明することができる。
	学校の自己評価と学校関係者評価等により、学校経営ビジョンの実現に向けた取組の成果と課題を保護者や地域と共有し、教職員一人一人がその評価の結果を踏まえて学校の改善につなげるように方向付けることができる。
カリキュラム・マネジメント	広島版「学びの変革」※2アクション・プランを踏まえ、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けさせるために必要な教育の内容等を、各教職員の果たすべき役割を明確にし相互に連携させながら、教科等横断的な視点で組織的に組み立て、学校の実態に合った教育課程を編成することができる。
	学校全体で教育課程の実施状況を評価しその改善を図っていくことを通して、子供主体の授業づくり等を推進し、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ることができる。
	適正かつ円滑に教育課程が実施されるよう、地域等の外部の人的・物的資源等を把握しながら、教育課程の実施に必要な体制を整備することができる。
人材育成	「学びの変革」の推進を通して、文化や価値観の違いを認識し、様々な人材と協働して、失敗を恐れず果敢に挑戦し続け、新たな価値を創造する人材を育成することができる。
	授業観察・面談等を通して、教職員の人事評価を適切に行うことにより、教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚、能力開発を図ることができる。
	国や県・市町が実施する研修の目的・内容等を把握し、教職員個々に応じたO f f – J T（研修の受講等）や組織的なO J Tの実施を促すことにより、教職員の学び続ける意欲を高めることができる。
組織・環境づくり	教職員の能力・適性や職務遂行状況等を把握し、適切な校務分掌の仕組みをつくることができる。
	教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮し、自由闊達な明るい雰囲気の中で生き生きと教育活動に取り組める環境づくりを行うことができる。
	学校における働き方改革の推進の視点から校務を捉え、改革の推進に向けた体制を構築することができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	保護者や地域、関係機関等との良好な関係を維持し、相互に情報交換等を行うことができる。
	保護者や地域、関係機関等に、学校の立場や方針、学校経営等に係る根拠等を分かりやすく伝え、学校経営目標を共有することができる。
	学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を構築し、「地域とともにある学校づくり」を推進することができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保することができる。
	幼児児童生徒の安全を確保するために、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育を推進することができる。
	教職員の危機管理に対する意識を高め、生じた事案に対して組織的に取り組む体制を整備するとともに、未然防止のための取組を評価、改善することができる。

※1 各区分は、相互に結び付いている。

※2 「学びの変革」…広島県教育委員会では、県内全ての幼児児童生徒に対し、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進するため、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」に基づいた取組を進めている。

広島県教員等資質向上指標（教頭）

区分※1	
学校経営ビジョンの構築・実現	国や県・市町の教育改革の動向や行政施策等を踏まえ、幼児児童生徒や学校、地域等の実態を的確に把握して、学校の使命及び課題を明確にすることができる。それを校長に進言するとともに、教職員と共有することができる。
	校長の経営方針を踏まえ、学校経営ビジョンの実現に向けて、校内体制を整えるとともに、教職員や保護者、地域、関係機関等と適切にコミュニケーションを取りながら、協働関係をつくるなどのリーダーシップを発揮することができる。
	校長の方針のもと、学校の自己評価と学校関係者評価等により、学校経営ビジョンの実現に向けた取組の成果と課題を保護者や地域と共有し、教職員一人一人がその評価の結果を学校の改善につなげられるよう指導助言することができる。
カリキュラム・マネジメント	校長の方針のもと、広島版「学びの変革」※2アクション・プランを踏まえ、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けさせるために必要な教育の内容等を、学校教育目標の達成に向けた教科等横断的な視点で組織的に組み立て、学校の実態に合った教育課程となるよう教職員に対して指導助言することができる。
	子供主体の授業づくり等を目指した教育活動の質の向上に向けて、編成した教育課程を実施し評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを教職員を巻き込んで展開するよう、教職員に対して指導助言することができる。
	適正かつ円滑に教育課程が実施されるよう、地域等の外部の人的・物的資源等を把握し活用を図るなど、教職員に対して指導助言することができる。
人材育成	「学びの変革」の推進を通して、文化や価値観の違いを認識し、様々な人材と協働して、失敗を恐れず果敢に挑戦し続け、新たな価値を創造するよう、人材育成を計画的に進めることができる。
	教職員の主体性が発揮されるよう、適宜適切な指導助言を行いながら、人事評価を行うことにより、教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚、能力開発を図ることができる。
	教職員個々の能力・適性等を的確に把握するとともに、それぞれに応じたOff-JT（研修の受講等）や組織的なOJTの実施を促すことにより、教職員の学び続ける意欲を高めるための働き掛けを行うことができる。
組織・環境づくり	教職員の能力・適性や職務遂行状況等を把握するとともに、教職員と適切にコミュニケーションを図り、主任層を中心とした主体的かつ円滑な校務分掌業務の遂行を促すことができる。
	校長の方針のもと、教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮し、自由闊達な明るい雰囲気の中で生き生きと教育活動に取り組める環境を整えることができる。
	学校における働き方改革の推進の視点から校務を捉え、改革の推進に向けた具体的な取組を整理・調整し、実施することができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	校長の方針のもと、保護者や地域、関係機関等との良好な関係を維持し、相互に情報交換等を行うことができる。
	保護者や地域、関係機関等に、学校の立場や方針、学校経営等に係る根拠等を分かりやすく伝え、学校経営目標を踏まえた取組となるよう働き掛けを行うことができる。
	学校や地域の実態を踏まえ、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を維持できるよう調整し、「地域とともにある学校づくり」を推進することができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教職員の服務についての適切な指導・監督を行い、規律を確保することができる。
	幼児児童生徒の安全を確保するために、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育を円滑に進めることができる。
	教職員の危機管理に対する意識を高め、生じた事案に対して組織的に取り組む体制を整備するとともに、未然防止のための取組を推進することができる。

※1 各区分は、相互に結び付いている。

※2 「学びの変革」…広島県教育委員会では、県内全ての幼児児童生徒に対し、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進するため、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」に基づいた取組を進めている。

広島県教員等資質向上指標（部主事）

区分※1	
学校経営ビジョンの構築・実現	国や県・市町の教育改革の動向や行政施策等を踏まえ、幼児児童生徒や学校、地域等の実態を的確に把握して、学校及び部の使命及び課題を明確にすることができる。それを校長・教頭に進言するとともに、教職員と共有することができる。
	校長の経営方針を踏まえ、学校経営ビジョンの実現に向けて、校内体制を整えるとともに、教職員や保護者・地域・関係機関等と適切にコミュニケーションを取りながら、協働関係をつくるなどのリーダーシップを発揮することができる。
	校長の方針のもと、学校の自己評価と学校関係者評価等により、学校経営ビジョンの実現に向けた取組の成果と課題を保護者や地域と共有し、部の教職員一人一人がその評価の結果を学校の改善につなげられるよう指導助言することができる。
カリキュラム・マネジメント	校長の方針のもと、広島版「学びの変革」※2アクション・プランを踏まえ、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けさせるために必要な教育の内容等を、学校教育目標の達成に向けた教科等横断的な視点や学部間の系統性の視点で組織的に組み立て、学校の実態に合った教育課程となるよう教職員に対して指導助言することができる。
	子供主体の授業づくり等を目指した教育活動の質の向上に向けて、編成した教育課程を実施し評価して個別の指導計画も含めて改善を図る一連のPDCAサイクルを教職員を巻き込んで展開するよう、教職員に対して指導助言することができる。
	適正かつ円滑に教育課程が実施されるよう、地域等の外部の人的・物的資源等を把握し活用を図るなど、教職員に対して指導助言することができる。
人材育成	「学びの変革」の推進を通して、文化や価値観の違いを認識し、様々な人材と協働して、失敗を恐れず果敢に挑戦し続け、新たな価値を創造するよう、人材育成を計画的に進めることができる。
	教職員の主体性が発揮されるよう、適宜適切な指導助言を行い、教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚、能力開発を図ることができる。
	部の教職員個々の能力・適性等を的確に把握するとともに、それぞれに応じたOff-JT（研修の受講等）や組織的なOJTの実施を促すことにより、教職員の学び続ける意欲を高めるための働き掛けを行うことができる。
組織・環境づくり	部の教職員の能力・適性や職務遂行状況等を把握するとともに、教職員と適切にコミュニケーションを図り、主任層を中心とした主体的かつ円滑な校務分掌業務の遂行を促すことができる。
	校長の方針のもと、教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮し、自由闊達な明るい雰囲気の中で生き生きと教育活動に取り組める環境を整えることができる。
	学校における働き方改革の推進の視点から校務を捉え、改革の推進に向けた具体的な取組を整理・調整し、実施することができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	校長の方針のもと、保護者や地域、関係機関等との良好な関係を維持し、相互に情報交換等を行うことができる。
	保護者や地域、関係機関等に、学校の立場や方針、学校経営等に係る根拠等を分かりやすく伝え、学校経営目標を踏まえた取組となるよう働き掛けを行うことができる。
	学校や地域の実態を踏まえ、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を維持できるよう調整し、「地域とともにある学校づくり」を推進することができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教職員の服務についての適切な指導・監督を行い、規律を確保することができる。
	幼児児童生徒の安全を確保するために、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育を円滑に進めることができる。
	教職員の危機管理に対する意識を高め、生じた事案に対して組織的に取り組む体制を整備するとともに、未然防止のための取組を推進することができる。

※1 各区分は、相互に結び付いている。

※2 「学びの変革」…広島県教育委員会では、県内全ての幼児児童生徒に対し、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進するため、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」に基づいた取組を進めている。

広島県教員等資質向上指標（主幹教諭）

区分※1	
※2	教諭・講師指標【授業】、養護教諭指標【学校保健】及び栄養教諭指標【食に関する指導】【学校給食の管理】のそれぞれの発展期と共通。
生徒指導	教諭・講師指標、養護教諭指標及び栄養教諭指標の発展期と共通。
人材育成	「学びの变革」の推進を通して、文化や価値観の違いを認識し、様々な人材と協働して、失敗を恐れず果敢に挑戦し続ける新たな価値を創造するよう、主任等の人材育成に向けた働き掛けについて助言ができる。
	教職員の主体性が発揮されるよう、適宜適切な指導助言を行いながら、教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚、能力開発を図ることができる。
	教職員個々の能力・適性等を的確に把握し、教職員の学び続ける意欲を高め、新たな実践につなげるための指導助言を行うことができる。
組織・環境づくり	教職員の能力・適性や職務遂行状況等を把握するとともに、教職員と適切にコミュニケーションを図り、校務の一部を整理し、主任等を取りまとめ、校務分掌間の調整をすることができる。
	校長の方針のもと、教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮し、自由闊達な明るい雰囲気の中で生き生きと教育活動に取り組むことのできる環境づくりについて調整することができる。
	学校における働き方改革推進の視点から校務を捉え、改革の推進に向けた具体的な取組を企画・立案することができる。
	命を受けた校務における当該学校の課題を把握し、改善のための方策を企画・立案し、主任等に組織的・計画的な校務の運営について助言することができる。
	教職員の意見等を取りまとめ、改善策等を管理職に提案することができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	校長の方針のもと、保護者や地域、関係機関等との良好な関係を維持するための具体的な方策を企画・立案することができる。
	「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校や地域の実態を踏まえ、学校と地域が連携・協働する体制を維持できるよう関係機関等との調整について進行管理をすることができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教職員の服務管理が適切に行われるよう、規律確保に向けた取組を推進することができる。
	幼児児童生徒の安全を確保するために、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育を円滑に進めるための取組についての調整・進行管理をすることができる。
	教職員の危機管理に対する意識を高め、生じた事案に対して組織的に取り組む体制を整備するための取組及び未然防止のための取組についての調整・進行管理を行うことができる。

※1 各区分は、相互に結び付いている。

※2 区分名は、教諭については授業、養護教諭については学校保健、栄養教諭については食に関する指導及び学校給食の管理。

広島県教員等資質向上指標（指導教諭）

区分※		
授業	計画	・当該学校において育成すべき資質・能力を適切に設定できるよう、関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた指導計画となるよう、関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校の年間指導計画等の改善に向けて、管理職に対して具体的な提言を行うことができる。
	指導	・高い専門性に裏付けられた実践的指導力に基づき、主体的な学びを実現する授業を実践するとともに、授業公開や示範授業等を積極的に行うことができる。 ・当該学校及び近隣校の授業力向上に向け、授業観察等を通して、より良い指導方法となるよう指導助言を行うことができる。
	評価	・様々な評価方法を活用して幼児児童生徒の学習状況を的確に評価できるよう、関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校及び近隣校の授業研究等において、組織全体の授業力向上につながる視点から指導助言を行うことができる。
生徒指導	生徒指導	・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実を進めることができる。 ・生徒指導の充実及び改善に必要な事項について、優れた実践的指導力と専門的知識に基づき、指導助言を行うことができる。
	学級経営	・専門的知識を生かし、多様な場面において、幼児児童生徒を指導することができる。 ・学級経営において、学校全体の高揚を視点に取り組むことができる。 ・当該学校における学級経営について、学校全体を俯瞰する視点から適切に指導助言を行い、管理職に対して具体的な提言を行うことができる。
	特別な支援	・学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や学校間、関係機関との連携協力体制の整備を推進することができる。 ・特別支援教育に関係する法令、教育課程及び指導方法についての豊かな知識を基に、関係教職員に指導助言を行うことができる。
	進路・キャリア教育・指導	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた指導助言を行うことができる。
組織マネジメント	組織・環境づくり	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、改善策を管理職に提言することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により指導助言を行うことができる。
	関係機関等との協働・保護者・地域	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に対して具体的な提言を行うことができる。
	危機管理	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（教諭・講師）

区分※		採用期	充実期	発展期
授業	計画	・教科等における育成すべき資質・能力を理解している。 ・教科等の指導内容についての知識・技能を身に付けている。	・当該学校における育成すべき資質・能力を理解している。	・育成すべき資質・能力について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、提案することができる。 ・幼児児童生徒の実態やカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた指導計画となるよう助言、支援を行うことができる。
		・幼児児童生徒の発達段階を理解している。	・幼児児童生徒の実態を理解している。	
		・カリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解し、主体的な学びの充実につながる各単元の学習指導計画及び学習指導案を作成することができる。	・カリキュラム・マネジメントに係る役割を認識し、実態に応じて主体的な学びの充実につながる年間指導計画、各単元の学習指導計画及び学習指導案を作成することができる。	
	指導	・主体的な学びを意識した授業を展開することができる。 ・指導のねらいを達成することができる。	・実態に応じてファシリテートする等、主体的な学びの授業を展開することができる。 ・指導の手立てを工夫するなど、幼児児童生徒の学習状況に対応することができる。	・主体的な学びを広めるために、授業力向上につながる授業公開を積極的に行うことができる。 ・授業力向上に向け、授業観察を積極的に行い、より良い指導方法を助言できる。
		・デジタル機器を活用することができる。	・授業のねらいを達成するために、デジタル機器を効果的に活用したり、幼児児童生徒に活用させたりすることができる。	
	評価	・幼児児童生徒の発達段階を理解し、学習状況を評価することができる。 ・主要な学習評価の方法を理解し、学習評価を踏まえた授業につなげることができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価を授業改善につなげることができる。 ・様々な学習評価の方法を活用し、適切に幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業を評価することができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び授業の評価方法について、研究を行い、より良い評価方法を提案することができる。 ・当該学校の授業力向上の取組に対して、適切に助言することができる。 ・授業研究等において、適切な助言を行うことができる。
生徒指導	生徒指導	・生徒指導の意義を理解している。	・幼児児童生徒の自己指導能力を育成することができる。	・生徒指導に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実を進めることができる。
		・生徒指導を進めるために必要な知識・技能や素養を身に付けている。	・生徒指導の三つの機能を生かした指導を行うことができる。	
		・幼児児童生徒の発達段階を理解している。	・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解している。	
		・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。	・幼児児童生徒の悩みや思いに寄り添った指導を行うことができる。	
	学級経営	・学級経営の内容を理解している。	・幼児児童生徒の実態を理解している。 ・幼児児童生徒の個性を生かしつつ、役割意識や規範意識を醸成する学級経営を行うことができる。	・専門的知識を生かし、多様な場面において、幼児児童生徒を指導することができる。 ・学級経営において、学年全体の高揚を視点に取り組むことができる。 ・当該学校の学級経営について、適切に助言・支援することができる。
		・学級経営の計画を作成し、指導することができる。	・幼児児童生徒同士で課題発見・解決に主体的に取り組み、高め合い力を育成することができる。	
生徒指導	特別な支援	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別的教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解している。	・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り、そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。	・学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や学校間、関係機関との連携協力体制の整備を図ることができる。 ・特別支援教育に関係する法令、教育課程及び指導方法についての知識を基に、関係教職員に助言、支援することができる。
		・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め、全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。	
		・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。	・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。
	キャリア教育・進路指導	・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方や在り方を理解している。	・組織的な指導体制のもと、キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。	
		・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方や指導の在り方を理解している。	・体系的にキャリア教育を推進するために、関係機関等と連携し、組織的に進めることができる。	
	組織・環境づくり	・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 ・何事に対しても、自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・職務を遂行するために、生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。	・学校経営計画及び校内における役割を理解し、組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 ・学校経営計画の実行において、職務を適切に遂行するとともに、自律し挑戦し続けることができる。	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
組織マネジメント	関係機関等との協働	・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。	・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に適切に意見を述べるすることができる。
		・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。	・保護者や地域の意見や要望等を把握している。	
	危機管理	・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。
		・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（養護教諭）

区分※		採用期	充実期	発展期
学校保健	保健管理	・学校保健安全法を理解し、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理に関する基礎的な知識と技術を身に付けている。 ・救急処置や疾病予防などの校内体制に基づき、けがや疾病に対する的確に判断し、迅速に対応することができる。	・積極的に健康に関する情報を収集し、幼児児童生徒の健康状態の把握に努め、実態に応じた保健管理を適切に実施することができる。 ・快適な環境整備や適切な衛生管理を行うための助言や提案をすることができる。 ・保健管理について、中心的役割を果たすとともに、組織的に対応することができる。	・幼児児童生徒の健康課題を予防的な視点で捉え、学校、家庭及び地域と連携した取組ができる。 ・専門的知識や技能を生かし、学校保健の危機予測を行い、未然防止、危機対応及び再発防止に向けた保健管理ができる。 ・心身の健康問題や事故の発見、対応に向けた校内及び地域社会との協力体制を確立することができる。
	保健教育	・学校における保健教育は、学習指導要領に基づき行われることを理解している。 ・専門的な立場から、幼児児童生徒の健康課題を把握し、保健指導計画等の作成に参画し、実践することができる。	・発達段階に応じた保健指導計画等の企画・立案ができる。 ・学習指導要領等に基づき、幼児児童生徒の実態に応じ、主体的な学びを促す保健教育を学級担任等と連携し、実践することができる。 ・実践を評価、改善し、効果的に保健教育を推進することができる。	・学級担任等が行う保健教育への専門的な助言、資料提供を適切に行うことができる。 ・教育課程の編成、実践、評価を通して、学校保健計画を作成することができる。 ・教材等の創意工夫や指導方法の改善を行い、主体的な学びの実現など、魅力ある保健教育の実施に参画することができる。
	健康相談	・学校保健安全法による健康相談の位置付けを理解している。 ・健康相談の基本的なプロセスを理解し、関係者と連携し、実施することができる。	・校内組織との連携を図り、幼児児童生徒の実態を把握している。 ・幼児児童生徒の実態に応じた相談、支援方法を検討することができる。 ・幼児児童生徒の発するサインを見逃すことなく対応することができる。	・学校、保護者及び関係機関等をつなぐコーディネーターの役割を果たすことができる。 ・教職員が行う健康相談に対して、組織的な対応ができるよう、指導的役割を果たすことができる。 ・健康相談の支援体制を確立し、学校組織全体の支援体制づくりに貢献することができる。
	保健室経営	・養護教諭の役割と保健室の機能を理解している。 ・学校経営目標及び学校保健目標を理解している。 ・学校経営目標等及び児童生徒の実態等を踏まえた保健室経営計画を作成することができる。	・保健室経営計画に基づいた適切な進捗管理ができる。 ・保健室経営計画の評価を行い、日常的に保健室経営の工夫・改善を図ることができる。	・教職員と連携し、保健室経営を計画的、組織的に運営することができる。 ・学校運営に積極的に参画し、学校保健に関する教育活動を活性化させることができる。
	保健組織活動	・保健組織活動の意義を理解している。 ・幼児児童生徒及び地域の健康課題を把握し、保健組織活動の企画、運営に参画している。 ・学校保健計画に基づき、保健主事等と連携を図りながら保健組織活動を進めることができる。	・保健組織活動に教職員などが主体的に参加するよう、校内研修などを計画し、啓発を図ることができる。 ・保健組織活動の企画、運営に参画し、学校の健康課題解決に向けて、効果的に取り組むことができる。	・教職員の保健組織活動が機能できるように、支援することができる。 ・幼児児童生徒の課題解決を図るために、地域社会と連携する協力体制を確立することができる。
生徒指導	生徒指導	・生徒指導の意義を理解している。	・幼児児童生徒の自己指導能力を育成することができる。	・生徒指導に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実を進めることができる。
		・生徒指導を進めるために必要な知識・技能や素養を身に付けている。	・生徒指導の三つの機能を生かした指導を行うことができる。	
		・幼児児童生徒の発達段階を理解している。	・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解している。	
		・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。	・幼児児童生徒の悩みや思いに寄り添った指導を行うことができる。	
生徒指導	特別な支援	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別的教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解している。	・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り、そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。
		・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め、全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。	
	キャリア教育・進路指導	・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。	・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。	
		・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方や在り方を理解している。 ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方や指導の在り方を理解している。	・組織的な指導体制のもと、キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 ・体系的にキャリア教育を推進するために、関係機関等と連携し、組織的に進めることができる。	
組織マネジメント	組織・環境づくり	・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。	・学校経営計画及び校内における役割を理解し、組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 ・学校経営計画の実行において、職務を適切に遂行するとともに、自律し挑戦し続けることができる。	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
		・何事に対しても、自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・職務を遂行するために、生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。		
	関係機関等との協働	・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。	・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。	
		・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。	・保護者や地域の意見や要望等を把握している。	
	危機管理	・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。 ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 ・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（栄養教諭）

区分※		採用期	充実期	発展期
食に関する指導	教科給食等の時間指導や	・幼児児童生徒の発達と食生活の課題を理解している。 ・学校の全教育活動を通じて行う食育について、食に関する指導の目標を踏まえた内容について理解している。 ・学習指導要領の内容に基づいた食に関する指導を行うことができる。 ・食に関する指導の全体計画を作成することの意義や作成の手順・方法などを理解している。 ・食に関する指導におけるカリキュラムや年間指導計画を作成することの意義や作成の手順・方法などについて理解している。	・食に関する幼児児童生徒の実態を把握している。 ・学習指導要領に基づいた食に関する指導の内容を企画・調整することができる。 ・栄養教諭の専門性を生かして、学校給食の献立計画と関連付けながら指導を実施することができる。 ・担任や保護者などと連携を図った、主体的な学びを促す食に関する指導を行うことができる。 ・幼児児童生徒の学習状況を把握し、食生活の改善等の状況について評価することができる。	・幼児児童生徒や学校の実態を踏まえ、食育のねらいの達成に向けた、主体的な学びにつながる指導を実施することができる。 ・幼児児童生徒の実態や家庭・地域の状況を踏まえた成果指標に基づき、食生活の改善等の状況について適切に評価することができる。 ・食に関する指導を、教科等横断的な視点から計画、実施、評価、改善することができる。 ・家庭・地域及び近隣の学校（園）などと連携し、市町の食育の推進に関して主体的に関わることができる。
	個別的な相談指導	・個別的な相談指導の内容及び方法について理解し、助言や指導を行うことができる。	・食に関する健康課題を有する幼児児童生徒の実態を把握している。 ・課題を有する幼児児童生徒に対して、関係する教職員や学校医と連携し、共通理解を図ることができる。 ・幼児児童生徒の実態を踏まえ、個別的な相談指導を適切に実施することができる。 ・幼児児童生徒の健康課題の改善の状況を評価することができる。	・校内の相談指導体制を整備し、教職員の共通理解を図った上で、個別的な相談指導を進めることができる。 ・食に関する健康課題等について、主治医や専門医等とも連携を図りながら、組織的に対応している。
学校給食の管理	栄養管理	・学校給食の教育的意義と役割を理解している。 ・学校給食実施基準について理解している。 ・学校給食実施基準に基づき、学校給食の献立を作成することができる。	・学校給食実施基準に基づき、幼児児童生徒の給食の状況把握や献立作成を行うなど、幼児児童生徒の栄養管理を行うことができる。	・個々の幼児児童生徒の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮して献立作成を行うことができる。 ・地域等の食に関する情報を積極的に収集して、献立の工夫を行うことができる。 ・栄養管理の内容を指導に生かせるよう、教職員への情報提供や指導助言を行い、栄養管理と食に関する指導を一体的に進めることができる。 ・栄養管理に関して、学校や地域において指導的役割を果たすことができる。
	衛生管理	・学校給食衛生管理基準について理解している。 ・学校給食衛生管理基準に基づき、調理場における衛生管理や衛生指導を行うことができる。	・学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理等に関する点検や記録、保存食の管理、給食用物資の管理を行うことができる。 ・学校給食調理員や調理場等の衛生管理について日常的に評価・改善を行うことができる。	・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、専門的な立場から指導助言を行うことができる。 ・学校医や学校薬剤師等と連携し、学校給食の衛生管理を徹底することができる。 ・衛生管理に関して、学校や地域において指導的役割を果たすことができる。
生徒指導	生徒指導	・生徒指導の意義を理解している。	・幼児児童生徒の自己指導能力を育成することができる。	・生徒指導に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。
		・生徒指導を進めるために必要な知識・技能や素養を身に付けている。	・生徒指導の三つの機能を生かした指導を行うことができる。	・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組を進めることができる。
		・幼児児童生徒の発達段階を理解している。	・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解している。	・生徒指導に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。
		・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。	・幼児児童生徒の悩みや思いに寄り添った指導を行うことができる。	・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実を進めることができる。
	特別な支援	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別の教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解している。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。	・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り、そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め、全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。	・当該学校の状況や状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・当該学校における特別な支援を踏まえ、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
		・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。 ・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方や在り方を理解している。 ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方や指導の在り方を理解している。	・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。 ・組織的な指導体制のもと、キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 ・体系的にキャリア教育を推進するために、関係機関等と連携し、組織的に進めることができる。	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。
組織マネジメント	組織・環境づくり	・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 ・何事に対しても、自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・職務を遂行するために、生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。	・学校経営計画及び校内における役割を理解し、組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 ・学校経営計画の実行において、職務を適切に遂行するとともに、自律し挑戦し続けることができる。	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
		・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。 ・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。	・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。 ・保護者や地域の意見や要望等を把握している。	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に適切に意見を述べるすることができる。
	危機管理	・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。 ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 ・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。